

平成 27 年 12 月 議 会

議 案 説 明 資 料

○ 予算議案	ページ
1 平成27年12月 補正予算案農林水産局集計表 ……………	1
2 議案第233号 平成27年度福岡市一般会計補正予算案(第3号) ……………	3
3 議案第237号 平成27年度福岡市集落排水事業特別会計補正予算案(第1号) ……………	9
4 議案第238号 平成27年度福岡市中央卸売市場特別会計補正予算案(第2号) ……………	11
○ 条例議案	
5 議案第249号 福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案 ……………	15
○ 一般議案	
6 議案第262号 福岡市油山市民の森に係る指定管理者の指定について ……………	21
7 議案第263号 今津リフレッシュ農園に係る指定管理者の指定について ……………	25
8 議案第264号 立花寺緑地リフレッシュ農園に係る指定管理者の指定について ……………	29
9 議案第265号 福岡市海づり公園に係る指定管理者の指定について ……………	33
10 議案第277号 花畑園芸公園に係る指定管理者の指定について ……………	37

農 林 水 産 局

○予算議案

1 平成27年12月 補正予算案農林水産局集計表

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額 (A)							
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳					一般財源 (又は繰入金)
			特 定 財 源			当該事業財源		
			国県支出金	地方債	その他			
一般会計	4,715,760	10,175,020	550,596	493,000	3,672,164	-	5,459,260	
集落排水 事業 特別会計	613,367	613,367	132,625	127,000	871	43,507	309,364	
中央卸売 市場 特別会計	8,074,653	8,074,653	17,770	1,312,000	2,047,885	1,669,345	3,027,653	
局 計	13,403,780	18,863,040	700,991	1,932,000	5,720,920	1,712,852	8,796,277	

【注】集落排水事業特別会計及び中央卸売市場特別会計の一般財源は、一般会計からの繰入金。

(単位:千円)

区 分	補 正 額 (B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	5,150	3,788	5,000	-	150	-	△1,362
集落排水 事業 特別会計	△725	△725	-	-	-	-	△725
中央卸売 市場 特別会計	1,669	1,669	-	-	-	-	1,669
局 計	6,094	4,732	5,000	-	150	-	△418

(単位:千円)

区 分	補 正 後 (A+B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	4,720,910	10,178,808	555,596	493,000	3,672,314	-	5,457,898
集落排水 事業 特別会計	612,642	612,642	132,625	127,000	871	43,507	308,639
中央卸売 市場 特別会計	8,076,322	8,076,322	17,770	1,312,000	2,047,885	1,669,345	3,029,322
局 計	13,409,874	18,867,772	705,991	1,932,000	5,721,070	1,712,852	8,795,859

2 議案第233号

平成27年度福岡市一般会計

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳 入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
3 5 5	16 国庫支出金 2 国庫補助金	10 経済対策費 国庫補助金	千円 0	千円 5,000	千円 5,000
	22 諸収入 2 納付金	1 納付金	3,010	58	3,068
	3 保険料収入	1 保険料収入	4,857	92	4,949
その他の科目 (本補正外)			4,707,893	-	4,707,893
一般会計 合計			4,715,760	5,150	4,720,910

補正予算案（第3号）

<農林水産局所管分>

説	明
○ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱に基づく交付金の追加 補助率 1/1	5,000 千円
○ 健康保険料 農林水産局所管	58 千円
○ 雇用保険料収入 農林水産局所管	△ 5 千円
○ 厚生年金保険料収入 農林水産局所管	97 千円

(歳 出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
26 5 29	6 農林水産業費 1 農林業費	1 農 業 委 員 会 費	158,632	191	158,823
		2 農 林 業 総 務 費	419,861	△8,675	411,186
		3 農 林 業 振 興 費	1,166,793	5,000	1,171,793

説 明

○給与費等の追加(一般職職員・14人)

191 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給 料	62,407	△ 760	61,647
職員手当等	40,700	799	41,499
共 済 費	21,469	152	21,621
計	124,576	191	124,767

○給与費等の減額(一般職職員・45人)

△ 8,675 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給 料	188,122	△ 6,795	181,327
職員手当等	142,119	△ 443	141,676
共 済 費	65,220	△ 1,437	63,783
計	395,461	△ 8,675	386,786

（ 関連歳入

150 千円

(22) 諸収入

150

健康保険料

58

雇用保険料収入

△ 5

厚生年金保険料収入

97

○都市農村交流推進費の追加

福岡市農山漁村地域における産地活性化事業

5,000 千円

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の活用による事業費の追加

補正前の額	補 正 額	計
-	5,000	5,000

（ 関連歳入

5,000 千円

(16) 国庫支出金

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金

(歳 出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
28 5 31	2 農地費	1 農地整備費	千円 835,302	千円 8,900	千円 844,202
		3 水産業費	1 水産業務費	158,006	2,267
		3 漁港整備費	236,787	△4,839	231,948
		5 漁業集落排水事業費	159,296	△725	158,571
	4 市場費	1 中央卸売市場費	3,027,653	1,669	3,029,322
その他の科目（本補正外）			4,012,690	-	4,012,690
一般会計 合計			10,175,020	3,788	10,178,808

説 明

○給与費等の追加(一般職職員・24人)

8,900 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給 料	90,113	2,613	92,726
職員手当等	66,426	4,611	71,037
共 済 費	30,880	1,676	32,556
計	187,419	8,900	196,319

○給与費等の追加(一般職職員・17人)

2,267 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給 料	73,960	400	74,360
職員手当等	57,142	986	58,128
共 済 費	24,303	881	25,184
計	155,405	2,267	157,672

○給与費等の減額(一般職職員・4人)

△ 4,839 千円

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給 料	17,942	△ 3,470	14,472
職員手当等	12,202	△ 708	11,494
共 済 費	6,171	△ 661	5,510
計	36,315	△ 4,839	31,476

集落排水事業特別会計への繰出金の減額

(関連 9～10 ページ)

中央卸売市場特別会計への繰出金の追加

(関連 11～12 ページ)

3 議案第237号

平成27年度福岡市集落排水

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳 入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
84	3 繰入金 1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	309,364	△725	308,639
その他の科目 (本補正外)			304,003	-	304,003
合計			613,367	△725	612,642

(歳 出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
86 5 87	2 漁業集落排水 事業費 1 事業費	1 管理運営費	113,373	△725	112,648
その他の科目 (本補正外)			499,994	-	499,994
合計			613,367	△725	612,642

事業特別会計補正予算案（第1号）

説 明	
一般会計からの繰入金の減額	△ 725 千円

説 明																					
○給与費等の減額(一般職職員・3人)	△ 725 千円																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">補正前の額</th> <th style="width: 20%;">補 正 額</th> <th style="width: 20%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 料</td> <td style="text-align: right;">11,927</td> <td style="text-align: right;">△667</td> <td style="text-align: right;">11,260</td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td style="text-align: right;">7,885</td> <td style="text-align: right;">65</td> <td style="text-align: right;">7,950</td> </tr> <tr> <td>共 済 費</td> <td style="text-align: right;">4,089</td> <td style="text-align: right;">△123</td> <td style="text-align: right;">3,966</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">23,901</td> <td style="text-align: right;">△725</td> <td style="text-align: right;">23,176</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正前の額	補 正 額	計	給 料	11,927	△667	11,260	職員手当等	7,885	65	7,950	共 済 費	4,089	△123	3,966	計	23,901	△725	23,176	
区 分	補正前の額	補 正 額	計																		
給 料	11,927	△667	11,260																		
職員手当等	7,885	65	7,950																		
共 済 費	4,089	△123	3,966																		
計	23,901	△725	23,176																		

4 議案第238号

平成27年度福岡市中央卸売

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳 入)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
91	5 繰入金 1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	3,027,653	1,669	3,029,322
その他の科目 (本補正外)			5,047,000	-	5,047,000
合計			8,074,653	1,669	8,076,322

(歳 出)

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
92 5 93	1 総務費 1 総務管理費	1 管理運営費	2,295,054	1,669	2,296,723
その他の科目 (本補正外)			5,779,599	-	5,779,599
合計			8,074,653	1,669	8,076,322

市場特別会計補正予算案（第2号）

説 明	
一般会計からの繰入金の追加	1,669 千円

説 明																					
○給与費等の追加(一般職職員・44人)	1,669 千円																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 料</td> <td>185,731</td> <td>△1,773</td> <td>183,958</td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td>145,091</td> <td>2,531</td> <td>147,622</td> </tr> <tr> <td>共 済 費</td> <td>64,032</td> <td>911</td> <td>64,943</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>394,854</td> <td>1,669</td> <td>396,523</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正前の額	補 正 額	計	給 料	185,731	△1,773	183,958	職員手当等	145,091	2,531	147,622	共 済 費	64,032	911	64,943	計	394,854	1,669	396,523	
区 分	補正前の額	補 正 額	計																		
給 料	185,731	△1,773	183,958																		
職員手当等	145,091	2,531	147,622																		
共 済 費	64,032	911	64,943																		
計	394,854	1,669	396,523																		

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）について

1 「地方創生先行型」交付金について

(1) 目的

地方版総合戦略を策定し、並びに地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって、地方版総合戦略に位置づけられる見込みのものを実施するために地方公共団体が行う事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地方版総合戦略の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施を支援することを目的とする。

(2) 交付金の種類

ア 基礎交付

(ア) 地方版総合戦略の策定に係る事業

(イ) 地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって地方版総合戦略に位置づけられる見込みのもの。

イ 上乗せ交付

(ア) 他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業（タイプⅠ）

(イ) 地方版総合戦略の早期策定に伴う地方版総合戦略推進のための事業（タイプⅡ）

(3) 福岡市への交付限度額（上乗せ交付分）

60,000 千円（タイプⅠ：50,000 千円，タイプⅡ：10,000 千円）

うち、農林水産局 5,000 千円（タイプⅡ）

2 実施事業内容

農山漁村地域など市街化調整区域の活性化

福岡市農山漁村地域における産地活性化事業（5,000 千円）

福岡市の農山漁村地域内の産地で 6 次産業化の付加価値向上による産地振興の可能性を探るため、産地での体験型実証(市民を交えた農産物収穫・加工体験)を実施する。また、アンケート等により地域ごとの現状分析や消費者のニーズ、販売ポテンシャルなどの調査を委託により実施し、その結果を基に今後の特産品開発の方向性や産地振興策を検討する。

○条例議案

議案第 2 4 9 号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

青果市場の移転開場に伴い、青果市場に出荷される物品及び青果市場で販売された物品の配送の中継を行う施設として、中継所を設置するにあたり、福岡市中央卸売市場業務条例に中継所の用途及び使用等に関する規定を新たに設けるもの。

2 改正内容

- (1) 市場関連施設（市場外の用地及び建物であって、市場の機能を補完し、及び市場の利用者に便益を提供する施設）として、下記のとおり中継所を設置する規定を追加。

名称	位置	用途
南部中継所	福岡市博多区那珂六丁目	青果市場に出荷される物品及び青果市場で販売された物品の配送の中継
西部中継所	福岡市西区石丸四丁目	

- (2) 現市場の用地使用料及び倉庫使用料の単価を基に、中継所の使用料の額を規定を追加。

南部中継所使用料 1月施設一式につき 438,840 円

西部中継所使用料 1月施設一式につき 499,000 円

- (3) 市場施設の使用に関する規定（施設の使用指定、用途変更・転貸等の禁止、原状変更の禁止、使用料の減免、指導及び助言等）を、市場関連施設について準用する規定を追加。

3 施行期日

平成 2 8 年 2 月 1 2 日

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）

【下線部が改正部分】

現行	改正案									
<p>目次</p> <p>第5章 <u>市場施設</u>の使用（第71条—第79条）</p>	<p>目次</p> <p>第5章 <u>市場施設等</u>の使用（第71条—<u>第79条の2</u>）</p>									
<p>第5章 <u>市場施設</u>の使用</p>	<p>第5章 <u>市場施設等</u>の使用 <u>（市場関連施設）</u></p> <p><u>第79条の2 市長は、次のとおり市場関連施設（市場外の用地及び建物であって、市場の機能を補完し、及び市場の利用者に便益を提供する施設をいう。以下この条において同じ。）を置く。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">名称</th> <th align="center">位置</th> <th align="center">用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>南部中継所</u></td> <td><u>福岡市博多区那珂六丁目</u></td> <td><u>青果市場に出荷される物品及び青果市場で販売された物品の配送の中継</u></td> </tr> <tr> <td><u>西部中継所</u></td> <td><u>福岡市西区石丸四丁目</u></td> <td><u>中継</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 市場関連施設の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に100分の108を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>南部中継所使用料 1月施設一式につき438,840円</u></p> <p>(2) <u>西部中継所使用料 1月施設一式につき499,000円</u></p> <p><u>3 第71条第1項から第3項まで、第72条から第77条まで、第78条（第1項を除く。）、前条、第80条の2第2項及び第94条の規定は、市場関連施設について準用する。</u></p>	名称	位置	用途	<u>南部中継所</u>	<u>福岡市博多区那珂六丁目</u>	<u>青果市場に出荷される物品及び青果市場で販売された物品の配送の中継</u>	<u>西部中継所</u>	<u>福岡市西区石丸四丁目</u>	<u>中継</u>
名称	位置	用途								
<u>南部中継所</u>	<u>福岡市博多区那珂六丁目</u>	<u>青果市場に出荷される物品及び青果市場で販売された物品の配送の中継</u>								
<u>西部中継所</u>	<u>福岡市西区石丸四丁目</u>	<u>中継</u>								

【補足資料】

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則に定める施設使用料

1 中継所（案）

利用者の負担軽減のため、中継所の使用料の額を用地使用料相当額とする。

種 別	単 位	金 額
南部中継所使用料	1月施設1式につき	438,840円 (92円/㎡×4,770㎡)
西部中継所使用料	1月施設1式につき	184,000円 (92円/㎡×2,000㎡)

2 青果市場

移転開場に伴う市場関係者の負担軽減のため、下表のとおり開場後10年間で段階的に改定することとし、平成38年度より条例に定める施設使用料の額と同額とする。

種 別	単 位	現行の75%	現行と同額	1/3増額	2/3増額	条例と同額
		H28.2.12 ～H31年度	H32年度 ～H33年度	H34年度 ～H35年度	H36年度 ～H37年度	H38年度 以降
卸売業者売場使用料	1月1㎡につき	116円	155円	193円	231円	270円
仲卸業者 売場使用料	店舗	518円	690円	730円	769円	810円
	積込所	75円	100円	222円	344円	470円
事務室使用料	1月1㎡につき	555円	740円	753円	766円	780円
		548円	730円	730円	730円	730円
		390円	520円	527円	533円	540円
関連事業所 (コンビニエンス ストアを除く。)使用料	店舗	450円	600円	679円	758円	840円
	積込所	75円	100円	222円	344円	470円
倉庫使用料	1月1㎡につき	296円	395円	473円	550円	630円
買荷積込所使用料	1月1㎡につき	75円	100円	222円	344円	470円
駐車場使用料	1月1台につき	5,000円	5,000円	7,030円	9,059円	11,150円
		3,000円	3,000円	4,416円	5,831円	7,290円
	1月1㎡につき	105円	140円	249円	358円	470円
		45円	60円	110円	159円	210円
1時間1台につき	93円					
共同充電所使用料	1月1㎡につき	75円	100円	252円	404円	560円
会議室 使用料	大会議室	400円				
	小会議室	200円				
多目的室使用料	1室1時間につき	900円				
料理講習室使用料	1室1時間につき	600円				

中継所について

1 目的

青果部3市場の統合・移転に伴い、市場が遠くなる本市西部、南部地区の生産者及び小売業者の出荷・配送に係る負担を軽減するため、中継所の整備を行うもの。

2 概要

(1) 設置場所及び施設

- 市場関連施設として青果市場に「南部中継所」、西部市場に「西部中継所」を設置する。
- 運営に必要な倉庫施設，冷蔵設備，駐車場等を確保する。

(2) 機能及び運営主体

- 中継所には「集荷機能」及び「配送機能」を整備し，それぞれ『集荷対策協議会（卸売業者・市で構成）』及び『小売商組合』が運営する。

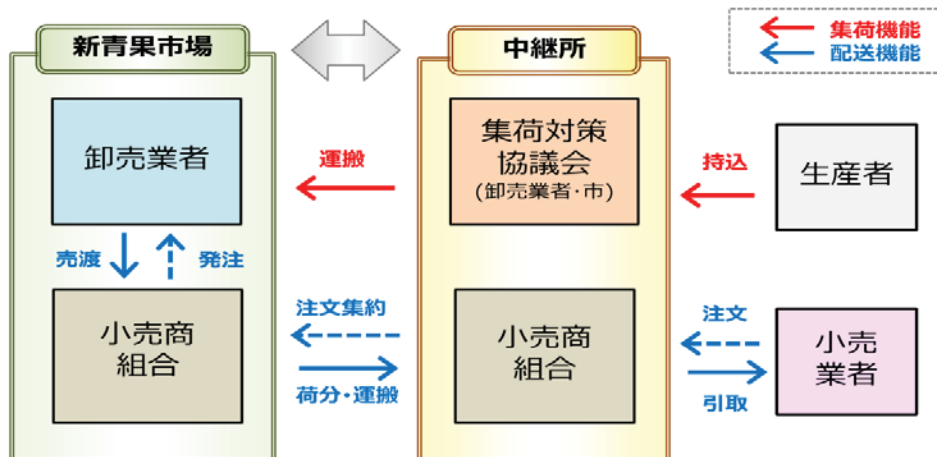
(3) 利用料

- 中継所の運営には，施設使用料，光熱水費，運搬費，人件費等の経費がかかるため，中継所利用料として利用者にご負担いただくが，中継所を設置及び運営する関係者（市，卸売業者，小売商組合）において経費を抑える努力をすることで，生産者や小売業者が負担する中継所利用料の低減を図る。

(4) 施設使用料

- 市は，中継所利用料の低減を図るため，中継所の施設及び設備使用料相当額を全額減免し，用地使用料相当額のみを徴収する。

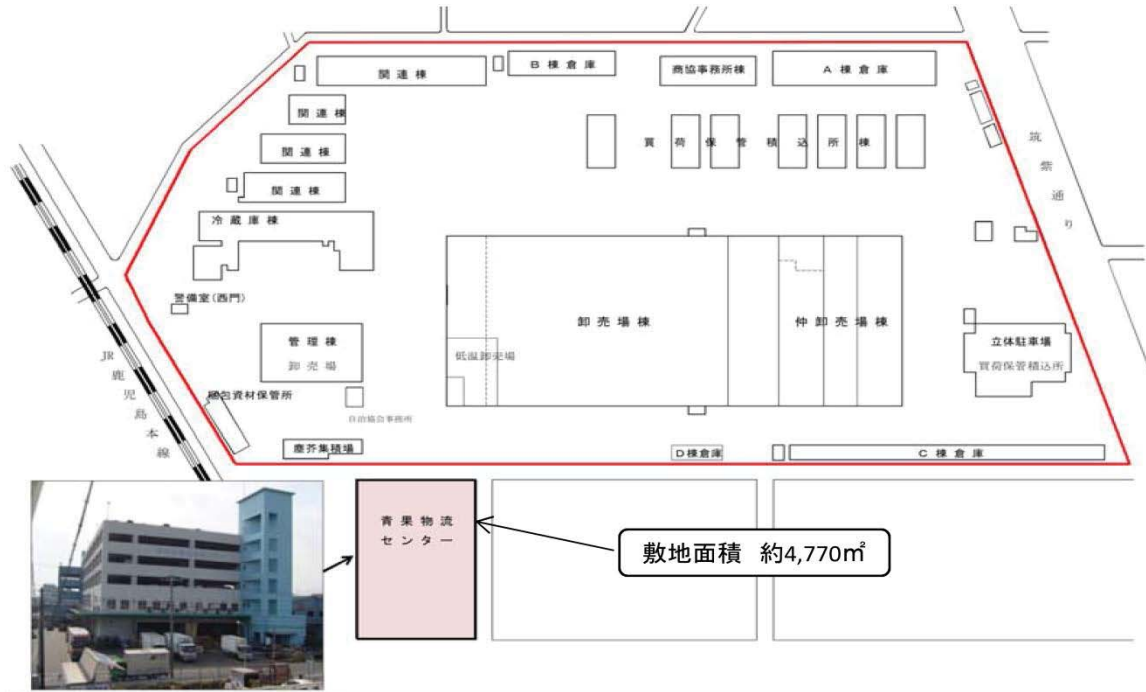
3 運営の流れ



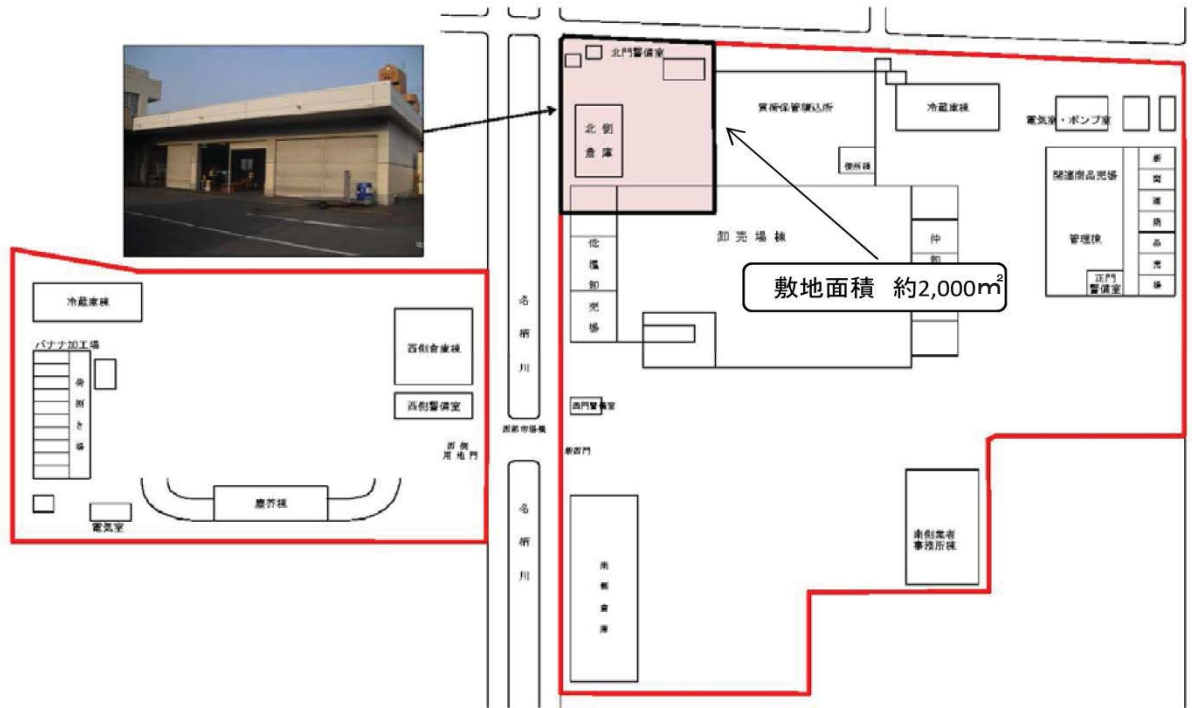
4 今後の予定 (案)

- H27年12月
- 中央卸売市場業務条例の一部改正
 - 中継所設置に係る広報・周知
 - ・中継所施設の概要や利用方法（申込先，時間帯）など
- H28年2/12（金）
- ※新市場開場
 - 中継所の運営開始（暫定施設利用）
- H28年度～
- 南部中継所の利用開始（右記施設）
- H29年度～
- 西部中継所の利用開始（右記施設）

南部中継所



西部中継所



議案第262号

福岡市油山市民の森に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市油山市民の森の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市油山市民の森
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市南区大字桧原855番地4
一般財団法人福岡市市民の森協会
- (3) 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
施設の運営，維持管理
- (2) 応募資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表構成団体もしくはその他の構成団体とする共同事業体（以下「団体」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- ① 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの
- ② 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税，法人税，消費税，地方消費税及び本市市税を滞納しているもの
- ③ 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の取消しを受けたもの
- ④ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

- ⑤ 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(3) 応募者

1 団体

- ・ 一般財団法人福岡市市民の森協会

(4) 農林業ふれあい施設（福岡市油山市民の森，今津リフレッシュ農園，立花寺緑地リフレッシュ農園，花畑園芸公園，油山牧場）の指定管理者選定委員会

選定委員4名（五十音順）

- ・ [外部有識者] 甲斐 諭 （役職名 中村学園大学学長）
- ・ [市職員] 下川 祥二 （役職名 市民局コミュニティ推進部長）
- ・ [外部有識者] 中村 恵子 （役職名 福岡市農業協同組合女性部）
- ・ [外部有識者] 八島 雄士 （役職名 九州共立大学経済学部教授）

(5) 募集・選定経過

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| ・ 指定管理者選定委員会 | 平成27年6月11日
(選定基準，募集要項及び仕様書の確認) |
| ・ 公募広告 | 平成27年6月29日 |
| ・ 募集要項配布 | 平成27年7月1日から平成27年8月7日まで |
| ・ 募集説明会 | 平成27年7月8日から平成27年7月9日まで |
| ・ 質問受付期間 | 平成27年7月8日から平成27年7月15日まで |
| ・ 質問回答 | 平成27年7月22日 |
| ・ 応募期間 | 平成27年7月27日から平成27年8月7日まで |
| ・ 指定管理者選定委員会 | 平成27年8月13日（応募団体ヒアリングの実施） |
| ・ 指定管理者選定委員会 | 平成27年9月30日（指定管理者候補者の選定） |

(6) 委託料の上限額

平成28年度：93,091千円

4 選定結果

(1) 選定基準

審査項目及び審査の主な観点		配点
1 運営方針 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。		20 点
①抱負・理念等	○団体の当事業への抱負，理念等	
②管理運営方針	○当施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針 ○再委託の内容，業者選定の考え方，指導監督方法等	
2 効用最大化 施設の効用を十分発揮できる団体であるか。		70 点
①利用者サービスの質の確保・向上	○利用者サービスの質の確保及び向上の取組 ○高齢者や障がい者等に対する配慮や取組 ○利用者の苦情や要望に対する取組	
②効果的な集客・利用促進	○効果的な施設のPR等 ○来場者数増に向けた利用促進の方策	
③地域やボランティアとの連携	○近隣地域やボランティア団体等との連携や関係づくり	
④効率的運営，効率化への取組	○市民サービスの向上につながる事業やイベントの実施等 ○経費削減に向けた提案 ○収入向上に向けた将来的な取組等	
3 業務遂行力 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。		90 点
①年間計画	○維持管理及び運営業務の年間計画 ○効率的でかつ的確な維持管理・運営の方策，業務水準の向上の取組等	
②要員配置計画	○業務実施体制(業務分担，人員配置等) ○本部と現地との連携体制(本部が別の場合) ○勤務ローテーション ○人員の雇用形態や任用計画	
③人材の確保・育成計画	○管理運営に特に必要となる人材(知識及び経験)の確保 ○地場中小企業，高齢者，障がい者等の雇用拡大に配慮した取組 ○人材の育成計画等	
④危機管理・安全対策	○通常管理における，施設内での事故等防止の予防策 ○通常管理における，施設内での事故等発生時の取組 ○災害等の緊急時における取組 ○指定管理期間中の事業実施に支障が出ないための方策	
⑤個人情報の保護・情報公開・暴力団排除	○個人情報保護，情報提供や情報公開，暴力団排除の取組	
⑥環境への配慮	○環境に配慮した取組	
4 収支計画 提案内容に見合った無理のない収支計画であり，かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。		20 点
◎平成28年度収支計画	○収支計画の実現性	

(2) 指定候補者の選定手順

- ① 選定委員毎に、選定基準に基づき、各団体に評価点を付ける（200点満点）。
- ② 選定委員毎に、評価点が高い団体から順に、5点、4点、3点、2点、1点、6位以降は0点として順位点を付ける。
- ③ 全ての選定委員の順位点を合計した総合順位点を出す。
- ④ ヒアリングの結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、総合順位点上位5団体の中から、指定管理者の候補者を決定する。

(3) 選定結果

下記の選定委員会の評価内容を踏まえ、一般財団法人福岡市市民の森協会を指定管理者の候補者としたものである。

応募団体名	審査項目	選定結果（得点）				主な評価内容	
		委員					
		A	B	C	D		
指定候補者 一般財団法人福岡市市民の森協会	評価点	1 運営方針	16	20	16	15	・現指定管理者としての実績もあり、指定管理者の候補者とするについて適当である。
		2 効用最大化	63	66	45	47	
		3 業務遂行力	80	79	60	64	
		4 収支計画	16	20	16	12	
		合計	175	185	137	138	
提案額 93,000千円	順位点	5	5	5	5		
	総合順位点	20					
	総合評価点	635					

議案第263号

今津リフレッシュ農園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する今津リフレッシュ農園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
今津リフレッシュ農園
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市南区野間三丁目7番20号
九州林産株式会社
- (3) 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
施設の運営，維持管理
- (2) 応募資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表構成団体もしくはその他の構成団体とする共同事業体（以下「団体」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- ① 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの
- ② 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税，法人税，消費税，地方消費税及び本市市税を滞納しているもの
- ③ 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の取消しを受けたもの
- ④ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

- ⑤ 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(3) 応募者

1 団体

- ・九州林産株式会社

- (4) 農林業ふれあい施設（福岡市油山市民の森，今津リフレッシュ農園，立花寺緑地リフレッシュ農園，花畑園芸公園，油山牧場）の指定管理者選定委員会

選定委員4名（五十音順）

- ・[外部有識者] 甲斐 諭 （役職名 中村学園大学学長）
- ・[市職員] 下川 祥二 （役職名 市民局コミュニティ推進部長）
- ・[外部有識者] 中村 恵子 （役職名 福岡市農業協同組合女性部）
- ・[外部有識者] 八島 雄士 （役職名 九州共立大学経済学部教授）

(5) 募集・選定経過

- ・指定管理者選定委員会 平成27年6月11日
(選定基準，募集要項及び仕様書の確認)
- ・公募広告 平成27年6月29日
- ・募集要項配布 平成27年7月1日から平成27年8月7日まで
- ・募集説明会 平成27年7月8日から平成27年7月9日まで
- ・質問受付期間 平成27年7月8日から平成27年7月15日まで
- ・質問回答 平成27年7月22日
- ・応募期間 平成27年7月27日から平成27年8月7日まで
- ・指定管理者選定委員会 平成27年8月13日（応募団体ヒアリングの実施）
- ・指定管理者選定委員会 平成27年9月30日（指定管理者候補者の選定）

(6) 委託料の上限額

平成28年度：43,874千円

4 選定結果

(1) 選定基準

審査項目及び審査の主な観点		配点
1 運営方針 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。		20 点
①抱負・理念等	○団体の当事業への抱負，理念等	
②管理運営方針	○当施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針 ○再委託の内容，業者選定の考え方，指導監督方法等	
2 効用最大化 施設の効用を十分発揮できる団体であるか。		70 点
①利用者サービスの質の確保・向上	○利用者サービスの質の確保及び向上の取組 ○高齢者や障がい者等に対する配慮や取組 ○利用者の苦情や要望に対する取組	
②効果的な集客・利用促進	○効果的な施設のPR等 ○来場者数増に向けた利用促進の方策	
③地域やボランティアとの連携	○近隣地域やボランティア団体等との連携や関係づくり	
④効率的運営，効率化への取組	○市民サービスの向上につながる事業やイベントの実施等 ○経費削減に向けた提案 ○収入向上に向けた将来的な取組等	
3 業務遂行力 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。		90 点
①年間計画	○維持管理及び運営業務の年間計画 ○効率的でかつ的確な維持管理・運営の方策，業務水準の向上の取組等	
②要員配置計画	○業務実施体制(業務分担，人員配置等) ○本部と現地との連携体制(本部が別の場合) ○勤務ローテーション ○人員の雇用形態や任用計画	
③人材の確保・育成計画	○管理運営に特に必要となる人材(知識及び経験)の確保 ○地場中小企業，高齢者，障がい者等の雇用拡大に配慮した取組 ○人材の育成計画等	
④危機管理・安全対策	○通常の管理における，施設内での事故等防止の予防策 ○通常の管理における，施設内での事故等発生時の取組 ○災害等の緊急時における取組 ○指定管理期間中の事業実施に支障が出ないための方策	
⑤個人情報の保護・情報公開・暴力団排除	○個人情報保護，情報提供や情報公開，暴力団排除の取組	
⑥環境への配慮	○環境に配慮した取組	
4 収支計画 提案内容に見合った無理のない収支計画であり，かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。		20 点
◎平成28年度収支計画	○収支計画の実現性	

(2) 指定候補者の選定手順

- ① 選定委員毎に、選定基準に基づき、各団体に評価点を付ける（200点満点）。
- ② 選定委員毎に、評価点が高い団体から順に、5点、4点、3点、2点、1点、6位以降は0点として順位点を付ける。
- ③ 全ての選定委員の順位点を合計した総合順位点を出す。
- ④ ヒアリングの結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、総合順位点上位5団体の中から、指定管理者の候補者を決定する。

(3) 選定結果

下記の選定委員会の評価内容を踏まえ、九州林産株式会社を指定管理者の候補者としたものである。

応募団体名	審査項目	選定結果（得点）				主な評価内容	
		委員					
		A	B	C	D		
指定候補者 九州林産株式会社 提案額 43,830千円	評価点	1 運営方針	16	20	16	15	・現指定管理者として の実績もあり、指定管 理者の候補者とするこ とについて適当であ る。
		2 効用最大化	65	56	60	50	
		3 業務遂行力	81	80	72	64	
		4 収支計画	16	20	16	12	
		合計	178	176	164	141	
	順位点	5	5	5	5		
	総合順位点	20					
総合評価点	659						

議案第264号

立花寺緑地リフレッシュ農園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する立花寺緑地リフレッシュ農園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

立花寺緑地リフレッシュ農園

(2) 指定管理者に指定する者

ふれあい・よか農園メンテナンスグループ

代表者 福岡市城南区梅林四丁目11番12号

株式会社 福岡植木

福岡市東区青葉一丁目19番21号

三浦造園土木建設株式会社

福岡市東区箱崎三丁目13番15号

平井スポーツ建設株式会社

(3) 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

施設の運営，維持管理

(2) 応募資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表構成団体もしくはその他の構成団体とする共同事業体（以下「団体」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

① 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの

② 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税，法人税，消費税，地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

③ 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の取消しを受けたもの

④ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること

イ 暴力団員が実質的に運営していること

- ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し，又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- ⑤ 団体及びその代表者が，指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(3) 応募者

3 団体

- ・ ふれあい・よか農園メンテナンスグループ
- ・ 東洋緑地建設株式会社
- ・ 団体 a

(4) 農林業ふれあい施設（福岡市油山市民の森，今津リフレッシュ農園，立花寺緑地リフレッシュ農園，花畑園芸公園，油山牧場）の指定管理者選定委員会

選定委員 4 名（五十音順）

- ・ [外部有識者] 甲斐 諭 （役職名 中村学園大学学長）
- ・ [市職員] 下川 祥二 （役職名 市民局コミュニティ推進部長）
- ・ [外部有識者] 中村 恵子 （役職名 福岡市農業協同組合女性部）
- ・ [外部有識者] 八島 雄士 （役職名 九州共立大学経済学部教授）

(5) 募集・選定経過

- ・ 指定管理者選定委員会 平成27年6月11日
(選定基準，募集要項及び仕様書の確認)
- ・ 公募広告 平成27年6月29日
- ・ 募集要項配布 平成27年7月1日から平成27年8月7日まで
- ・ 募集説明会 平成27年7月8日から平成27年7月9日まで
- ・ 質問受付期間 平成27年7月8日から平成27年7月15日まで
- ・ 質問回答 平成27年7月22日
- ・ 応募期間 平成27年7月27日から平成27年8月7日まで
- ・ 指定管理者選定委員会 平成27年8月13日（応募団体ヒアリングの実施）
- ・ 指定管理者選定委員会 平成27年9月30日（指定管理者候補者の選定）

(6) 委託料の上限額

平成28年度：24,702千円

4 選定結果

(1) 選定基準

審査項目及び審査の主な観点		配点
1 運営方針 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。		20 点
①抱負・理念等	○団体の当事業への抱負，理念等	
②管理運営方針	○当施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針 ○再委託の内容，業者選定の考え方，指導監督方法等	70 点
2 効用最大化 施設の効用を十分発揮できる団体であるか。		
①利用者サービスの質の確保・向上	○利用者サービスの質の確保及び向上の取組 ○高齢者や障がい者等に対する配慮や取組 ○利用者の苦情や要望に対する取組	
②効果的な集客・利用促進	○効果的な施設のPR等 ○来場者数増に向けた利用促進の方策	
③地域やボランティアとの連携	○近隣地域やボランティア団体等との連携や関係づくり	90 点
④効率的運営，効率化への取組	○市民サービスの向上につながる事業やイベントの実施等 ○経費削減に向けた提案 ○収入向上に向けた将来的な取組等	
3 業務遂行力 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。		20 点
①年間計画	○維持管理及び運営業務の年間計画 ○効率的でかつ確かな維持管理・運営の方策，業務水準の向上の取組等	
②要員配置計画	○業務実施体制(業務分担，人員配置等) ○本部と現地との連携体制(本部が別の場合) ○勤務ローテーション ○人員の雇用形態や任用計画	
③人材の確保・育成計画	○管理運営に特に必要となる人材(知識及び経験)の確保 ○地場中小企業，高齢者，障がい者等の雇用拡大に配慮した取組 ○人材の育成計画等	
④危機管理・安全対策	○通常管理における，施設内での事故等防止の予防策 ○通常管理における，施設内での事故等発生時の取組 ○災害等の緊急時における取組 ○指定管理期間中の事業実施に支障が出ないための方策	
⑤個人情報保護・情報公開・暴力団排除	○個人情報保護，情報提供や情報公開，暴力団排除の取組	
⑥環境への配慮	○環境に配慮した取組	20 点
4 収支計画 提案内容に見合った無理のない収支計画であり，かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。		
◎平成28年度収支計画	○収支計画の実現性	

(2) 指定候補者の選定手順

- ① 選定委員毎に、選定基準に基づき、各団体に評価点を付ける（200点満点）。
- ② 選定委員毎に、評価点が高い団体から順に、5点、4点、3点、2点、1点、6位以降は0点として順位点を付ける。
- ③ 全ての選定委員の順位点を合計した総合順位点を出す。
- ④ ヒアリングの結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、総合順位点上位5団体の中から、指定管理者の候補者を決定する。

(3) 選定結果

下記の選定委員会の評価内容を踏まえ、総合的に最も評価が高いふれあい・よか農園メンテナンスグループを指定管理者の候補者としたものである。

応募団体名	審査項目	選定結果（得点）				主な評価内容	
		委員					
		A	B	C	D		
指定候補者 ふれあい・よか農園メンテナンスグループ 提案額 24,400千円	評価点	1 運営方針	19	20	17	15	・現指定管理者として安定した管理を行っている。 ・共同事業体の構成団体それぞれの責任と分担がきちんと示されており、管理運営体制が安定している。
		2 効用最大化	65	70	70	49	
		3 業務遂行力	77	78	82	61	
		4 収支計画	16	20	16	16	
		合計	177	188	185	141	
	順位点	5	5	5	5		
	総合順位点	20					
総合評価点	691						
次点候補者 東洋緑地建設株式会社 提案額 24,000千円	評価点	1 運営方針	17	17	16	12	・施設の利用促進に向けて独自性のある提案もあったが、提案内容の実現性に若干不安がある。
		2 効用最大化	57	56	56	42	
		3 業務遂行力	72	78	58	54	
		4 収支計画	16	20	16	12	
		合計	162	171	146	120	
	順位点	4	4	4	3		
	総合順位点	15					
総合評価点	599						
非選定 団体 a 提案額 23,710千円	評価点	1 運営方針	12	20	16	13	・取組みの視点は特色あるものであったが、指定管理の実績がなく安定性に若干不安がある。
		2 効用最大化	28	68	43	43	
		3 業務遂行力	48	74	60	54	
		4 収支計画	12	20	16	12	
		合計	100	182	135	122	
	順位点	3	3	3	4		
	総合順位点	13					
総合評価点	527						

議案第265号

福岡市海づり公園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市海づり公園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市海づり公園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市西区愛宕浜四丁目49番1号

福岡市漁業協同組合

(3) 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

福岡市海づり公園の運営，維持管理に関する業務

(2) 募集方法

非公募

(3) 非公募の理由

福岡市海づり公園の管理運営について、指定管理者制度の趣旨に沿い、かつ管理業務を円滑に実施できる団体等が、以下の理由により福岡市漁業協同組合以外にないため。

① 施設運営については施設付近の生息魚種やその生態，潮流等に精通しているスタッフの確保が必要であるが、地元福岡市漁業協同組合員は、施設周辺海域で長年漁業を営んでいる経験に基づいた知識を持っていることから、他のどの団体よりも効果的な市民サービスの提供が可能であること。

② 福岡市漁業協同組合が漁業権を有している施設周辺海域では、現在施設に配慮した漁業操業の自主規制等がなされている。指定管理者が福岡市漁業協同組合以外になると管理運営の如何によっては、水揚げ減少の補填など漁業権補償要求等の発生も想定されるが、福岡市漁業協同組合が指定管理者となれば、運営経費の軽減が図られること。

③ 福岡市漁業協同組合員が、地元在住の市民で組織されているため、現地での職員雇用ができ、また、地域との共同イベント開催等、施設の有効活用により、周辺地域を含めた活性化が期待できること。

(4) 福岡市海づり公園に係る指定管理者の選定委員会

選定委員 5 名 (五十音順)

- ・ [外部有識者] 佐藤 靖典 (役職名 福岡市レクリエーション協会 副会長)
- ・ [市職員] 下川 祥二 (役職名 市民局コミュニティ推進部長)
- ・ [外部有識者] 松崎 一海 (役職名 福岡県中小企業診断士協会 副会長)
- ・ [外部有識者] 松山 倫也 (役職名 九州大学農学部 教授)
- ・ [外部有識者] 吉田 博司 (役職名 日本釣振興会 九州支部長)

(5) 募集・選定経過

- ・ 第 1 回 指定管理者選定委員会 平成 27 年 9 月 28 日
(非公募での指定及び募集要項・選定基準について)
- ・ 募集要項の配付 平成 27 年 10 月 5 日
- ・ 申請書受付期間 平成 27 年 10 月 5 日から 10 月 15 日まで
- ・ 第 2 回 指定管理者選定委員会 平成 27 年 10 月 22 日
(申請団体へのヒアリング実施及び候補者の選定について)
- ・ 候補者の選定結果の通知 平成 27 年 10 月 30 日

(6) 委託料の上限額

平成 28 年度 : 35,276 千円

4 選定結果

(1) 選定基準

審査項目及び審査の主な観点		配点
1 運営方針 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。		20 点
①事業に対する意欲，熱意		
②管理運営方針	○当施設の設置目的を踏まえた，総合的な管理運営方針であるか	
2 効率最大化 施設の効用を十分発揮できる団体であるか。		70 点
①利用者サービスの質の確保・向上	○利用者サービスの質の確保及び向上の取組 ○高齢者や障がい者等に対する配慮や取組 ○利用者の苦情や要望に対する取組	
②効果的な集客・利用促進	○施設のPR等，効果的な集客や利用促進の方策	
③地域との連携	○近隣地域との連携や関係づくり	
3 業務推進力 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。		70 点
①年間計画	○維持管理及び運営業務の年間計画 ○効率的かつ的確な維持管理・運営の方策や業務水準向上の取組等	
②要員配置計画	○業務実施体制（業務分担，人員配置等）	
③必要な人材の確保	○管理運営に特に必要となる人材（経験及び知識）の確保	
④危機管理・安全対策	○通常の管理における，施設内での事故等防止の予防策 ○通常の管理における，施設内での事故等発生時の取組 ○災害時等の緊急時における取組 ○指定管理期間中の事業実施に支障が出ないための方策	
⑤個人情報の保護・情報公開・暴力団排除		
4 収支計画 提案内容に見合った収支計画であり，かつ効率的な管理運営により経費を削減できる団体であるか。		40 点
◎平成28年度収支計画		
合 計		200 点

※選定委員毎に，選定基準に基づき評価点を付ける。

※評価に基づき，選定委員が指定管理者の候補者としての適否を協議し，その意見やヒアリングの結果等を総合的に判断し，本市が指定管理者の候補者を決定する。

(2) 選定結果

下記の選定委員会の評価内容を踏まえ、福岡市漁業協同組合が福岡市海づり公園の管理・運営を行うことが適切であると判断されるため、同団体を指定管理者の候補者としたものである。

審査項目		選定結果（得点）					主な評価内容
		委員					
		A	B	C	D	E	
評価点	1 運営方針	18	20	18	16	14	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容について、全ての評価項目で、指定管理者として求められる基準を満たしている。 ・今までの経験を活かした適切な管理運営計画になっており、指定管理者の候補者として妥当である。
	2 効用最大化	56	69	63	63	55	
	3 業務遂行力	70	61	59	63	51	
	4 収支計画	40	32	32	24	24	
	合計	184	182	172	166	144	
平均点		169.6					

議案第277号 花畑園芸公園に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する花畑園芸公園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
花畑園芸公園
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市南区長丘三丁目13番27号
木下緑化建設株式会社
- (3) 指定する期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 公募及び選定の概要

- (1) 業務の内容
施設の運営，維持管理

- (2) 応募資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表構成団体もしくはその他の構成団体とする共同事業体（以下「団体」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- ① 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの
- ② 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税，法人税，消費税，地方消費税及び本市市税を滞納しているもの
- ③ 自らの責めに帰すべき事由により，5年以内に指定管理者の取消しを受けたもの
- ④ 団体又はその代表者が，次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し，又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

- ⑤ 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(3) 応募者

2 団体

- ・ 木下緑化建設株式会社
- ・ 西部ガス・ファイブ共同事業体

(4) 農林業ふれあい施設（福岡市油山市民の森，今津リフレッシュ農園，立花寺緑地リフレッシュ農園，花畑園芸公園，油山牧場）の指定管理者選定委員会

選定委員4名（五十音順）

- ・ [外部有識者] 甲斐 諭 （役職名 中村学園大学学長）
- ・ [市職員] 下川 祥二 （役職名 市民局コミュニティ推進部長）
- ・ [外部有識者] 中村 恵子 （役職名 福岡市農業協同組合女性部）
- ・ [外部有識者] 八島 雄士 （役職名 九州共立大学経済学部教授）

(5) 募集・選定経過

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| ・ 指定管理者選定委員会 | 平成27年6月11日
(選定基準，募集要項及び仕様書の確認) |
| ・ 公募広告 | 平成27年6月29日 |
| ・ 募集要項配布 | 平成27年7月1日から平成27年8月7日まで |
| ・ 募集説明会 | 平成27年7月8日から平成27年7月9日まで |
| ・ 質問受付期間 | 平成27年7月8日から平成27年7月15日まで |
| ・ 質問回答 | 平成27年7月22日 |
| ・ 応募期間 | 平成27年7月27日から平成27年8月7日まで |
| ・ 指定管理者選定委員会 | 平成27年8月13日 (応募団体ヒアリングの実施) |
| ・ 指定管理者選定委員会 | 平成27年9月30日 (指定管理者候補者の選定) |

(6) 委託料の上限額

平成28年度：93,890千円

4 選定結果

(1) 選定基準

審査項目及び審査の主な観点		配点
1 運営方針 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。		20 点
①抱負・理念等	○団体の当事業への抱負, 理念等	
②管理運営方針	○当施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針 ○再委託の内容, 業者選定の考え方, 指導監督方法等	
2 効用最大化 施設の効用を十分発揮できる団体であるか。		70 点
①利用者サービスの質の確保・向上	○利用者サービスの質の確保及び向上の取組 ○高齢者や障がい者等に対する配慮や取組 ○利用者の苦情や要望に対する取組	
②効果的な集客・利用促進	○効果的な施設のPR等 ○来場者数増に向けた利用促進の方策	
③地域やボランティアとの連携	○近隣地域やボランティア団体等との連携や関係づくり	
④効率的運営, 効率化への取組	○市民サービスの向上につながる事業やイベントの実施等 ○経費削減に向けた提案 ○収入向上に向けた将来的な取組等	
3 業務遂行力 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。		90 点
①年間計画	○維持管理及び運営業務の年間計画 ○効率的でかつ的確な維持管理・運営の方策, 業務水準の向上の取組等	
②要員配置計画	○業務実施体制(業務分担, 人員配置等) ○本部と現地との連携体制(本部が別の場合) ○勤務ローテーション ○人員の雇用形態や任用計画	
③人材の確保・育成計画	○管理運営に特に必要となる人材(知識及び経験)の確保 ○地場中小企業, 高齢者, 障がい者等の雇用拡大に配慮した取組 ○人材の育成計画等	
④危機管理・安全対策	○通常の管理における, 施設内での事故等防止の予防策 ○通常の管理における, 施設内での事故等発生時の取組 ○災害等の緊急時における取組 ○指定管理期間中の事業実施に支障が出ないための方策	
⑤個人情報の保護・情報公開・暴力団排除	○個人情報保護, 情報提供や情報公開, 暴力団排除の取組	
⑥環境への配慮	○環境に配慮した取組	
4 収支計画 提案内容に見合った無理のない収支計画であり, かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。		20 点
◎平成28年度収支計画	○収支計画の実現性	

(2) 指定候補者の選定手順

- ① 選定委員毎に、選定基準に基づき、各団体に評価点を付ける（200 点満点）。
- ② 選定委員毎に、評価点が高い団体から順に、5 点、4 点、3 点、2 点、1 点、6 位以降は 0 点として順位点を付ける。
- ③ 全ての選定委員の順位点を合計した総合順位点を出す。
- ④ ヒアリングの結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、総合順位点上位 5 団体の中から、指定管理者の候補者を決定する。

(3) 選定結果

下記の選定委員会の評価内容を踏まえ、総合的に評価が高い木下緑化建設株式会社を指定管理者の候補者としたものである。

応募団体名	審査項目		選定結果（得点）				主な評価内容
			委員				
			A	B	C	D	
指定候補者 木下緑化建設株式会社 提案額 93,000千円	評価点	1 運営方針	16	20	17	15	・自社の経験及びノウハウを生かした公園づくりや、近隣公園施設との連携などの提案、他の指定管理業務での実績などを評価する。
		2 効用最大化	63	56	56	55	
		3 業務遂行力	72	74	72	62	
		4 収支計画	20	20	16	12	
		合 計	171	170	161	144	
	順位点	5	4	4.5	5		
	総合順位点	18.5					
総合評価点	646						
次点候補者 西部ガス・ファイブ共同事業体 提案額 93,000千円	評価点	1 運営方針	16	20	17	15	・現指定管理者として安定した管理を実施しているが、他団体の方がより積極的な取り組みであると判断した。
		2 効用最大化	56	62	56	46	
		3 業務遂行力	67	86	72	62	
		4 収支計画	16	20	16	12	
		合 計	155	188	161	135	
	順位点	4	5	4.5	4		
	総合順位点	17.5					
総合評価点	639						